

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察(方面)本部長 殿
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局長広域調整担当部長

警察庁丁保発第55号
令和4年3月3日
警察庁生活安全局保安課長

銃砲刀剣類所持等取締法上の行政調査等の適正な実施について(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和3年法律第69号)による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)上の行政調査に関する規定(第12条の3及び第13条の2)及び調査を行う間における銃砲若しくはクロスボウ(以下「銃砲等」という。)又は刀剣類の保管に関する規定(第13条の3)の運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達による運用は、令和4年3月15日から実施することとし、「銃砲刀剣類所持等取締法上の行政調査等の適正な実施について(通達)」(平成31年4月1日付け警察庁丁保発第67号)は、その実施をもって廃止する。

記

1 行政調査に関する規定

(1) 報告徴収等(法第12条の3)

ア 報告徴収等の書面による実施

報告徴収及び受診命令の実施に際しては、確実性及び正確性を期すため、書面(モデルは別添1及び2)により行うこと。

なお、これらの実施に際しては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に規定する不服申立てに関する手続及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条に規定する取消処分に関する手続の教示が必要となる。

イ 受診命令に係る診断書

指定医による診断結果を記載する診断書の様式(モデルは別添3)は、受診命令においては、指定医には法第5条第1項第3号から第5号までに該当するかどうかの診断が求められていることを関係団体に説明した上で作成したものである。よって、指定医に対し、その趣旨を十分説明し、その趣旨を踏まえた診断書を作成するよう協力を求めること。

ウ 報告徴収等に要する費用

報告徴収及び受診命令(指定医の診断)に要する費用は、銃砲等又は刀剣類の許可所持者等が法により負う義務の履行に必要な経費であるため、相手方に全て負担させること。

エ その他

その他詳細については、「銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3に規定する医師の指定について（通達）」（令和4年3月3日付け警察庁丁保発第54号）を参照すること。

(2) 公務所等への照会（法第13条の2）

照会を書面により行うときは、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第4号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。）別記様式第75号の銃砲等又は刀剣類関係事項照会書を用いて行うこと（府令第95条）。ただし、照会の相手方が電話等の口頭による照会に応じる場合には、この様式を用いることを要しない。

なお、許可に必要な人的欠格事由の有無について審査を行う際に市町村等に対し前科照会等を行う場合は、従前から使用している様式を引き続き使用して差し支えない。

2 調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管（法第13条の3）

(1) 仮領置の適用

法第13条の3第1項の規定による提出命令の要件は

- ① 許可所持者が人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をす
る行為をしたこと
- ② ①の行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、当該許可所持者が法第
5条第1項第3号から第5号まで又は第18号に該当する疑いがあると認められる
こと
- ③ 当該許可所持者が法第5条第1項第3号から第5号まで又は第18号に該当する
かどうかについて受診命令、照会その他の方法による調査を行う必要があること
- ④ ③の調査を行う間、当該許可所持者に当該許可に係る銃砲等又は刀剣類を保管
させておくことが適当ではないと認められること

であるが、各要件を満たす場合であっても、法第11条第8項の仮領置を行うことができ
る場合は、積極的に仮領置を行うこと。

(2) 銃砲等又は刀剣類の保管及び管理

保管に際しては、提出された銃砲等又は刀剣類の状態を確認し、損傷等がある場合
には、府令別記様式第76号の保管書（以下「保管書」という。）中「保管物件の種類
及び特徴」欄に記載すること。また、保管した銃砲等又は刀剣類は適切に管理するこ
と。

(3) 保管書の交付

保管は、保管書を交付して行うこと。交付に当たっては、提出者に対し、返還に際
して必要となるので当該保管書を大切に保管すべき旨告知すること。

(4) 調査の実施

保管の期間は最長30日間と限られていることから、受診命令、照会その他の方法を
活用して迅速かつ的確な調査に努めること。

(5) 保管物件の返還

返還に当たっては、保管書及び府令別記様式第40号の受領書（以下「受領書」とい

う。)と引換えに行い、所持許可証等を提示させるなど、十分に本人確認を行うこと。

なお、許可所持者が行方不明であるなどの理由により銃砲等又は刀剣類を返還できない場合は、引き続き当該銃砲等又は刀剣類を管理し、返還が可能となった時点で返還すること。

(6) 仮領置への移行

既に保管している銃砲等又は刀剣類を引き続き仮領置する場合には、府令別記様式第38号の仮領置書（以下「仮領置書」という。）を交付し、保管を行う際に交付した保管書の返還を求めること。この場合において、次の事項に留意すること。

ア 仮領置書中「提出者」欄には、保管に際して当該銃砲等又は刀剣類を提出した者の氏名等を記載すること。

イ 当該銃砲等又は刀剣類に係る保管書控中「処理結果」欄に、仮領置を行った旨及びその日付を記入すること。

なお、銃砲等又は刀剣類を提出した者が、保管書を紛失したなどの理由により保管書を提出できない場合は、その旨を仮領置書控中「処理結果」欄に記載すること。

報 告 徴 収 書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により下記のとおり報告を求めます。

報告を求める理由	
報告を求める事項	
報告の期限	年 月 日 午 ^前 後 時まで
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

報 告 徴 収 書	
年 月 日	
住 所	
殿	
公安委員会 印	
銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により下記のとおり報告を求めます。	
報告を求める理由	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第6号に掲げる住居の定まらない者に該当する疑いがあるため。
求める報告の内容	公共料金の請求書・領収書、健康保険証その他住居が定まっていることを確認することができるものを複数提示するなどして銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第6号に掲げる住居の定まらない者に該当するか否かを報告すること。
報告の期限	年 月 日 午 前 時 まで 後
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【記載上の注意】

- ※ 報告の期限は、報告を行う者の予定を聴取した上で、合理的に設定すること。
 なお、時刻を限って期限を付する必要がある場合を除き、時刻まで示す必要はない。

受 診 等 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により、下記のとおり指定する医師の診断を受けるべきこと及び当該診断の結果の報告を求めます。

受診を命ずる理由	
受診する指定医の氏名、勤務する病院名及び病院の所在地	
報告の期限	年 月 日 午 ^前 後 時まで
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

受 診 等 命 令 書	
年 月 日	
住 所	
殿	
公安委員会 印	
銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により、下記のとおり指定する医師の診断を受けるべきこと及び当該診断の結果の報告を求めます。	
受診を命ずる理由	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第4号に掲げるアルコール中毒者に該当する疑いがあるため。
受診する指定医の氏名、勤務する病院名及び病院の所在地	次に掲げる指定医のいずれかの診断を受けること。 1 警察 太郎 〇〇メンタルクリニック 千代田区霞が関二丁目1番2号 〇〇ビル2階 2 警察 次郎 △△メンタルクリニック 千代田区霞が関二丁目1番2号 〇〇ビル5階
報告の期限	年 月 日 午 前 後 時 まで
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【記載上の注意】

- ※1 受診する指定医は、受診を命ずる理由欄に記載の病気等の診断に係る医師として都道府県公安委員会告示により公示した医師を全て記載すること。
- ※2 報告の期限は、指定医や報告を行う者の予定を聴取した上で、合理的に設定すること。なお、時刻を限って期限を付する必要がある場合を除き、時刻まで示す必要はない。

診 断 書

住 所
氏 名

年 月 日生

上記の者は、

- 1 統合失調症にかかっている者
- 2 そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）にかかっている者
- 3 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者
- 4 1 から 3 までのほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 5 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（1 から 6 までに該当する者を除く。）

に該当 する ことを診断します。 しない

年 月 日

病院所在地

病院名

医師

